

## 18 環境関係

### ア リサイクル・廃棄物

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容						講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成19年度	20年度	21年度		
拡大生産者責任等の推進 (環境省、経済産業省)	廃棄物の発生の抑制、リサイクルしやすい製品の生産等に係る拡大生産者責任につき、従来導入されていなかった分野について導入を図るとともに、既に導入されている分野については、その強化を図ることを検討し、所要の措置を講ずる。また、デポジット制の導入及び3Rの促進に関する規格や基準(環境JIS、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)の情報提供措置等)の早急な拡大についても検討し、所要の措置を講ずる。	逐次実施				(環境省) デポジット制度については、平成15年3月から、サッカー場やイベント会場などの閉鎖的な空間におけるリユースカップ回収に関する実証調査を引き続き行っているところである。また、平成19年度においては、野球場における実証調査を新たに行ったところ。 グリーン購入法基本方針において、特定の化学物質の含有情報がウェブ等で確認できる製品であることを該当する品目の配慮事項に定めた。平成20年1月、環境表示を行う事業者及び事業者団体、または、事業者以外の認定(認証)制度を運用する第三者機関を対象に、グリーン購入を促進させる上で必要な情報提供のあり方等についてまとめた「環境表示ガイドライン」を作成及び公表した。
一般廃棄物処理における民間参入の推進 (環境省)	一般廃棄物の処理に関して、市町村に課せられている処理責任が十分果たされるよう留意しつつ、一般廃棄物の処理における民間委託、PFI手法の導入等を進めるための環境整備を図り、更に業務委託を拡大していく。	逐次実施				(環境省) 従前から、PFI事業を廃棄物処理施設整備費国庫補助金の補助対象としてきたところであり、平成17年度に創設した循環型社会形成推進交付金制度においても同様に交付対象とし、民間参入の推進を図っている。
一般廃棄物の処理の有料化や分別収集に関するガイドラインの作成 (環境省)	一般廃棄物の削減に向け、排出抑制を行うために、現在各地方公共団体が個別に行っている一般廃棄物の処理の有料化についてガイドラインを示す。 そのガイドラインにおいては、手数料の料金設定や徴収の方法といった具体的な内容についても明記すべく検討を進める。 また有料化により不法投棄の増加が懸念されることから、不法投棄の更なる防止策についても検討し必要な措置を講ずる。 さらに、一般廃棄物の適正処理、リサイクルを促進する観点から、各地方公共団体で異なる分別収集区分についても標準となるようなガイドラインを作成し示す。	措置 (平成19年6月目途に最終取りまとめ)				(環境省) 一般廃棄物処理の有料化については、平成19年6月28日に「一般廃棄物処理有料化の手引き」を策定し、手数料の料金体系や徴収方法、有料化の円滑な導入及び実施の考え方、不法投棄の具体的な防止策等を提示した。 また、一般廃棄物の分別収集区分についても、同日「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」を策定し、標準的な分別収集区分、適正な循環的利用や適正処分の考え方等を提示した。

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成19年度	20年度	21年度	
家電リサイクル法で規制される製品群に係る、廃棄物処理法上の保管数量制限の緩和 (環境省)	特定家庭用機器廃棄物(特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)(平成10年法律第97号)で規制される製品群)については、引き続き引取状況の季節変動の実態把握を行い、必要に応じて見直しのための検討を行う。	逐次実施			(環境省) 特定家庭用機器廃棄物の引取状況については、これまでも調査を実施してきたところであるが、今後も引き続き実態把握を進めていくとともに、特定家庭用機器廃棄物に係る引取り・引渡しの効率化を図るため、廃棄物処理法上の保管数量制限の見直しについて、実態を踏まえた検討を行う予定。
自動車リサイクル法における盗難車両のリサイクル費用に関する取扱について (経済産業省、環境省)	自動車の盗難等の際のリサイクル料金の扱いについては、施行後の状況を見定めた上で、検討し、結論を得る。	引き続き 検討、 結論			(経済産業省、環境省) 本事項に関連する損保業界との間で議論したところ、特段の措置は必要がないとの結論に達したため終結(平成19年9月4日)。
廃棄物処理法上の行政手続及び書類の電子化 (環境省)	廃棄物処理法上の許可情報等は、地方公共団体間で共有し、各地方公共団体がそれぞれ他の地方公共団体の許可情報等を有効に活用することや、複数の地方公共団体の許可を要する場合に申請手続きを一括して行うことにより、事業者の行政手続きが大幅に簡素化できることから、事業者や地方公共団体の意見も踏まえつつ、電子化に向けた取組みを開始する。	引き続き 検討			(環境省) 事業者及び地方公共団体に対し、アンケート調査を実施し、ニーズの把握や問題点等を整理し、検討した結果、許可申請手続の電子化については、将来的な許可申請の在り方の一つとは考えられるが、現状では、関係事業者及び自治体の意見においては喫緊の必要性を見出すことはできず、具体的対策としては、許可申請書類の簡素化・様式統一化を進めるべきであること、許可情報の共有化については、情報漏洩対策等情報管理を確実に行うシステムの確立や許可申請書類の統一化を図った上で、共有化を進めていくべきであること、との結論が得られた。これを踏まえ、環廃産発第080331001号通知を平成20年3月31日付けで発出し、また産業廃棄物行政情報システムの一層の改善を予定しているところ。
廃棄物のエネルギー利用の推進 (環境省)	地球温暖化対策の要請を踏まえ、循環型社会形成推進基本法に規定する循環的利用の優先順位を留意しつつ、廃棄物のエネルギー利用の推進を図る必要があることから、その支援を進める。	平成21年度まで実施			(環境省) 廃棄物の3R(リデュース、リユース、リサイクル)を総合的に推進し、循環型社会の形成を図るための「循環型社会形成推進交付金」の活用や、エネルギー対策特別会計による「廃棄物処理施設における温暖化対策事業」の実施により、廃棄物のエネルギー利用のための施設整備を支援している。
木くずの運用の明確化 (環境省)	a 製材所等から排出される木くずを自らの事業所内において、燃料として有効利用する場合、一定の条件を満たすものに関しては、当該設備を廃棄物処理施設としてではなく、製造工程の一部として扱うべく運用を明確化する。	措置			(環境省) 木くずの運用の明確化については、環廃産発第070622005号通知「木くずの燃料利用に係る取扱いについて」を平成19年7月5日付けで発出したところ。

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成19年度	20年度	21年度	
	b 製材所等から発生する木くずを燃料として適正に自ら活用するための燃焼炉を、複数の事業者が自ら共同で設置して共同利用する場合について、適正な処理を担保する観点から当該共同利用の内容を吟味し、生活環境保全上の支障が生じることのない等の一定の条件を満たすものに関しては、当該設備を廃棄物処理施設としてではなく、製造工程の一部として扱うべく運用を検討して結論を出す。	措置			(環境省) 木くずの運用の明確化については、環廃産発第070622005号通知「木くずの燃料利用に係る取扱いについて」を平成19年7月5日付けで発出したところ。
都道府県及び市町村の指定制度の活用促進 (環境省)	各地方公共団体の判断により、廃棄物処理法上の業の許可手続を不要にし、円滑にリサイクルを進めるための制度である指定制度の利用促進の観点から、当該制度を地方公共団体及び事業者が、積極的かつ有効に制度を活用できる環境を整えるべく、周知を図る。	措置			(環境省) 市町村長による一般廃棄物の再生利用指定制度については、当該制度の利用促進の観点から、環境省において、先行して導入している市町村の事例を調査し、その結果を取りまとめた上で、環境省ホームページで公表することにより周知を図ったところである。 都道府県等による産業廃棄物再生利用指定制度については、当該制度の実態状況に関する各都道府県等に対するアンケート調査に基づき「再生利用基準等検討調査業務報告書」を取りまとめ、全都道府県等の廃棄物対策担当者を対象とした産業廃棄物行政情報システム説明会(平成19年10月18日)において、当該報告書を配布し周知を行ったところ。
放置間伐材の利用促進 (環境省)	未利用の木質資源の利用促進を図る観点から放置間伐材を廃棄物として扱うことなく活用していることが確認できた事例について、各地方公共団体に周知を行う。	措置			(環境省) 全国の市町村に対する調査を実施したところ、該当する事例がないことが判明し、その旨を全国の市町村に対して通知した(平成20年3月31日付け事務連絡)。
産業廃棄物の搬入・搬出の円滑化 (環境省)	各地方公共団体の事前協議規制の運用改善を通じて、産業廃棄物の搬入・搬出がスムーズに行われるように、地方公共団体に対して、周知徹底を図る。	措置			(環境省) 産業廃棄物の搬入規制については、各地方公共団体の事前協議制の運用改善を通じて、産業廃棄物の搬入・搬出が円滑に行われるよう留意されたい旨、全国都道府県及び政令指定都市等環境担当部局長会議(平成20年1月21日)において周知を行ったところ。

## イ 地球温暖化

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成19年度	20年度	21年度	
温室効果ガスの発生削減 (環境省、経済産業省、国土交通省、農林水産省、財務省、関係府省)	下記より、総合的な対策を実施する	逐次実施			
	a 費用効果性の高い手法を用いるとともに、地球温暖化対策は、事業者に対して新事業のフロンティアをもたらすこともあることを念頭に置いて取組を進める。				
	b 温室効果ガスの削減技術の導入に当たっては、導入促進の実効性を高めるため施策の裏打ちを行っていく。公共交通機関、共同輸送、高度道路交通システム(ITS: Intelligent Transport Systems)、食品廃棄物リサイクル等のほかの政策目的から実施するいわゆる「ノンリグレット対策」について有効な場合はその導入を促進する。				
c 分野別には、交通体系のグリーン化、脱温暖化社会の構築に向けた都市・地域基盤社会整備、ライフスタイルの脱温暖化、非エネルギー起源の二酸化炭素、その他の温室効果ガスの排出削減対策を含む環境保全のための枠組みを推進する。					

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					
事項名	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
		平成19年度	20年度	21年度	
					<p>(国土交通省)</p> <p>従来より、低公害車の開発・普及、交通流対策等の自転車交通対策やモーダルシフト・物流の効率化、公共交通機関の利用促進等の環境負荷の小さい交通体系の構築を推進している。また上記運輸部門からのCO<sub>2</sub>の排出削減対策に加え、以下のとおり横断的政策の取組みを強化している。</p> <p>グリーン物流パートナーシップ会議を通じた荷主と物流事業者の連携強化により、物流体系全体の環境負荷低減を促進。</p> <p>公共交通機関の利用を促進し、自家用自動車に過度に依存しないなど、環境的に持続可能な交通(EST)の実現を目指す先導的な地域の取組に対して、関係省庁が連携して集中的に支援策を講じるESTモデル事業を推進するとともに、地域の特色を活かしたESTの全国への普及展開策を検討。</p> <p>省エネ法に基づく、運輸分野におけるエネルギーの使用の合理化に係る対策の普及・促進。 (エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号))</p> <p>物流拠点の集約化や共同輸配送等による合理化に対して支援を行い、効率的で環境負荷の小さい物流の実現を促進。</p> <p>企業等交通サービスの需要サイドにおける取組みを促進するために、交通事業者、経済界、行政等からなる「公共交通利用推進等マネジメント協議会」による活動を通じ、公共交通利用推進に関する具体的取組みを実施。</p> <p>(国土交通省)</p> <p>民生部門の住宅・建築物分野においては、一定規模以上の住宅・建築物の新築時等における省エネルギー措置の届出の義務付け等を内容とする省エネ法の的確な執行を図るとともに、融資・補助等による支援を行うことにより、住宅・建築物の省エネルギー対策を推進。</p> <p>また、一定の中小規模の住宅・建築物についても省エネ措置の届出義務の対象に追加するとともに、大規模な住宅・建築物に係る担保措置を強化することなどを盛り込んだ省エネ法の改正案を平成20年の通常国会に提出。</p> <p>さらに、平成20年度税制改正案においては、既存住宅について省エネ改修を行った場合に所得税額の控除額に対する特例措置及び固定資産税の軽減措置を新たに講ずることとし、また業務用ビル等においても現行の税制上の優遇措置を拡充することを盛り込んだ。</p>

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成19年度	20年度	21年度	
					<p>この他、下水汚泥焼却の適正な温度管理(850 )による一酸化二窒素対策、都市緑化等の推進による温室効果ガス吸収源対策を推進。 (経済産業省)</p> <p>省エネ法に基づくトップランナー制度により、自動車や家電製品等の21機器について省エネ基準を策定し、消費効率改善を促進。平成19年7月には乗用自動車及び貨物自動車、11月にはDVDレコーダー、自動販売機及び電気便座の基準を強化。</p>
	<p>d 効果的かつ効率的に温室効果ガスの排出削減を進めるとともに、我が国全体の費用負担を公平性に配慮しつつ極力軽減し、環境保全と経済発展といった複数の政策目的を同時に達成するため、自主的手法、規制的手法、経済的手法、情報的手法などあらゆる政策手法を総動員し、それらの特徴を活かしつつ、有機的に組み合わせるといったポリシーミックスの考え方を活用する。その最適なあり方については、京都議定書目標達成計画の対策・施策の進捗状況を見ながら、総合的に検討を行う。</p> <p>経済的手法は、市場メカニズムを前提とし、経済的インセンティブの付与を介して各主体の経済合理性に沿った排出抑制等の行動を誘導するものであり、地球温暖化対策の経済的支援策としての有効性も期待されている。その活用の際には、ポリシーミックスの考え方に沿って、効果の最大化を図りつつ、国民負担や行財政コストを極力小さくすることが重要であり、財政的支援に当たっては、費用対効果に配慮しつつ、予算の効率的な活用等に努める。</p>				<p>(関係府省)</p> <p>ポリシーミックスの活用及び経済的手法については、平成20年3月に閣議決定された京都議定書目標達成計画において、「効果的かつ効率的に温室効果ガスの排出削減を進めるとともに、我が国全体の費用負担を公平性に配慮しつつ極力軽減し、環境保全と経済発展といった複数の政策目的を同時に達成するため、自主的手法、規制的手法、経済的手法、情報的手法などあらゆる政策手法を総動員し、それらの特徴を活かしつつ、有機的に組み合わせるといったポリシーミックスの考え方を活用する。その最適なあり方については、京都議定書目標達成計画の対策・施策の進捗状況を見ながら、総合的に検討を行う。</p> <p>経済的手法は、市場メカニズムを前提とし、経済的インセンティブの付与を介して各主体の経済合理性に沿った排出抑制等の行動を誘導するものであり、地球温暖化対策の経済的支援策としての有効性も期待されている。その活用の際には、ポリシーミックスの考え方に沿って、効果の最大化を図りつつ、国民負担や行財政コストを極力小さくすることが重要であり、財政的支援に当たっては、費用対効果に配慮しつつ、予算の効率的な活用等に努める。」と位置付けられた。</p> <p>(環境省)</p> <p>また、環境税については、平成20年度税制改正において創設を要望した。</p> <p>平成20年3月に改定された京都議定書目標達成計画において、「地球温暖化防止のための環境税については、国民に広く負担を求めることになるため、地球温暖化対策全体の中での具体的な位置付け、その効果、国民経済や産業の国際競争力に与える影響、諸外国における取組の現状などを踏まえて、国民、事業者などの理解と協力を得るように努めながら、真摯に総合的な検討を進めていくべき課題である。」と位置づけられた。地球温暖化対策に資する税制として、バイオ燃料や住宅の省エネ改修、省エネビルシステムへの税制措置を要望した。</p>

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成19年度	20年度	21年度	
					(環境省・経済産業省) 国内排出量取引制度については、平成20年3月28日に閣議決定された改定京都議定書目標達成計画において、中期的な我が国の温暖化に係る戦略を実現するという観点も含め、2007年度の評価・検証により見込まれる、産業部門の対策の柱である「自主行動計画の拡大・強化」による相当な排出削減効果を十分踏まえた上で、他の手法との比較やその効果、産業活動や国民経済に与える影響、国際的な動向等の幅広い論点について、具体案の評価、導入の妥当性も含め、総合的に検討していくべき課題である、とされた。
	e 太陽光発電、風力発電、バイオマスエネルギー等の再生可能エネルギーや燃料電池等の一層の導入促進を図るため、より効率的・効果的な支援策の検討を行うとともに、技術革新の現状等を踏まえ、必要な環境整備等を一層推進する。				(経済産業省) 太陽光や太陽熱、風力、バイオマスエネルギーの再生可能エネルギーや燃料電池等は、地球温暖化対策に大きく貢献するとともに、エネルギー源の多様化に資するため、研究開発の実施、実証・導入にかかる支援策の充実、RPS法の着実な実施等によりその導入を促進した。また、地域における地産地消型の新エネルギー導入の取組への評価と、先進的事例紹介によるベストプラクティスを共有した。 加えて、新エネルギー対策の抜本的強化について、総合資源エネルギー調査会新エネルギー部会において総合的検討を行った。 (環境省) 風力、太陽光などの再生可能エネルギーについては、2008年3月に改定された京都議定書目標達成計画に基づき、技術開発・実証事業や導入支援策の充実等によりその導入を促進している。
	f クリーンエネルギー自動車を含む低公害車、低燃費車について、普及を推進するとともに、低コスト化、性能面の向上に向けた技術開発等を推進する。				(経済産業省) 運輸分野における新エネルギー利用促進、省エネルギーの推進及び二酸化炭素、窒素酸化物等有害物質の排出抑制を図るため、クリーンエネルギー自動車(CEV: Clean Energy Vehicle)を導入する者や自ら燃料等供給設備の設置を行う者に対して、その導入に必要な費用の一部を補助(基準額の1/2以内補助)し、クリーンエネルギー自動車(CEV)の普及の促進を図った。補助対象車両等は以下の通り。 ・ 補助対象車両 電気自動車、ハイブリッド自動車(除く乗用車)、天然ガス自動車(除く乗用車)、水素自動車 ・ 燃料供給設備 自家用天然ガス供給設備、自家用充電設備 ・ 補助対象者 民間事業者等

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					
事項名	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
		平成19年度	20年度	21年度	
					<p>また、新エネルギーの出力安定化やハイブリッド自動車、電気自動車、燃料電池自動車等の次世代自動車を普及させるため、キーテクノロジーである蓄電池及びモーター等周辺機器の低コスト化と高性能化を目指し、産学官の連携の下、集中的に研究開発を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>次世代蓄電システム実用化戦略的技術開発(平成20年度予算額:53億円)</li> </ul> <p>(経済産業省)</p> <p>国土交通省と連携して、省エネ法のトップランナー制度により、自動車の燃費改善を促進。乗用自動車、貨物自動車の基準を強化するため、2015年度を目標年度とする新燃費基準を策定し、平成19年7月施行。</p> <p>(環境省)</p> <p>地方公共団体等の低公害車の率先導入を促進するため、平成20年度予算政府原案において、117百万円を計上し、車両総重量3.5t超の低公害車(電気、天然ガス、ハイブリッド)の導入に対し補助するとともに、燃料電池自動車等の次世代低公害車のリース費用の一部を補助する予定である。</p> <p>(経済産業省、国土交通省、環境省)</p> <p>平成13年5月、総理の指示による政府一般公用車の率先導入を推進。平成16年度末に政府の全ての一般公用車について、低公害車への切替えが完了。</p> <p>平成13年7月、「低公害車開発普及アクションプラン」を策定し、3省が連携して低公害車の開発・普及を促進。</p> <p>具体的には以下のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自動車グリーン税制等による低公害車・低燃費車の普及促進</li> <li>地方公共団体及び民間事業者等に対する低公害車の導入及び天然ガス等の燃料供給設備の設置に要する費用の一部補助や低利融資の実施</li> <li>DME自動車、非接触給電ハイブリッドバス等の次世代大型低公害車の技術開発や、燃料電池自動車の早期実用化に向けた技術開発、実証実験等を推進</li> <li>平成17年3月、燃料電池自動車の安全・環境に係る基準を策定</li> <li>低公害車フェア等普及啓発活動の実施</li> </ul>



規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成19年度	20年度	21年度	
	g 技術開発を引き続き推進する。その際、産学官が適切な役割分担を図りながら、有機的・体系的に技術開発に取り組む。				(環境省) 第3期科学技術基本計画(2006年3月28日閣議決定)やその柱である科学技術の戦略的重点化に向けて、今後の投資の選択と集中及び研究開発課題ごとの目標を明記した分野別推進戦略に係る各府省が連携し、産学官で協力しながら総合的に推進していく。また、中長期的な観点から、長期戦略指針「イノベーション25」(2006年6月1日閣議決定)に基づき、異分野技術の融合やシステム改革などを推進していく。地球温暖化対策を更に進めるため、例えば太陽光発電などの新エネルギー利用設備の低コスト化技術の開発など、関係省庁が連携して推進している。
	h 地球温暖化の防止や生態系の保全など森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう、適切な森林整備・保全を進める。				(環境省) 森林吸収源対策として日本が国際的に認められている吸収量である1,300万t-C(4,767万t-CO <sub>2</sub> )を確保するため、間伐等の森林整備等の加速化のための支援策を推進し、横断的施策の検討状況等も踏まえつつ、新たに森林の間伐等の実施等を目標とする「美しい森林づくり推進国民運動」を幅広い国民の理解と協力の下に展開するなど、「健全な森林の整備」「保安林等の適切な管理・保全等の推進」「国民参加の森林づくり等の推進」「木材及び木質バイオマス利用の推進」などを通じ、森林・林業基本計画の目標達成に必要な森林整備、木材供給、木材の有効利用等を官民一体となって着実かつ総合的に推進している。
ガスパイプラインの建設促進 (経済産業省、農林水産省)	公益特権を持つパイプライン事業者によるガスパイプライン海底敷設に係る公益特権の行使が想定され民間主体相互の交渉では漁業権等に係る調整ができない場合には、客観性・透明性が十分に確保されるように当該調整の在り方について検討を行う。	実際上の必要が生じた場合に検討			-

## ウ ヒートアイランド

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成19年度	20年度	21年度	
ヒートアイランド現象に係る調査研究に必要なデータの整備等 (環境省、国土交通省)	a ヒートアイランド現象に係る調査研究のために必要なデータの整備状況を把握し、研究機関などによる研究を一層促進させるため、ホームページなどを活用して、当該データを一元的に整理し、公表する。	逐次更新			(環境省) 調査研究等の報告書については、逐次環境省ホームページにて公表している。また、報告書に掲載しているデータを含めヒートアイランドに関連する情報について、ホームページにて整理・公表した。 <a href="http://www.env.go.jp/air/life/heat_island/index.html">http://www.env.go.jp/air/life/heat_island/index.html</a>

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成19年度	20年度	21年度	
	b ヒートアイランド現象へのメカニズムを解明し、その対策を総合的に評価する手法の改良を一層促進する。その際には、大規模な埋立てによる海面等からの冷気の減少が隣接する大都市のヒートアイランド現象に与える影響についても調査研究する。	逐次実施			<p>(国土交通省)</p> <p>記録的な高温を記録した平成19年夏季の関東地方及び近畿地方におけるヒートアイランドの影響を解析し、その結果を平成19年10月に公表した。  <a href="http://www.jma.go.jp/jma/press/0710/05a/HeatIsland2007summer.html">http://www.jma.go.jp/jma/press/0710/05a/HeatIsland2007summer.html</a></p> <p>(環境省)</p> <p>ヒートアイランドのメカニズム解明に向けて3大都市圏において気温等の観測を行っている。また、ヒートアイランド現象による環境への影響やその評価方法等について調査を行った。</p>
人工排熱の削減 (経済産業省、国土交通省、環境省)	空調システム、電気機器、自動車などの人間活動から排出される人工排熱を削減するため、当該エネルギー消費機器等の高効率化、建物の断熱・緑化、未利用エネルギー・自然エネルギーの利用といった対策の導入を促進する。	逐次実施			<p>(国土交通省)</p> <p>一定規模以上の住宅・建築物の新築時等における省エネルギー措置の届出の義務付け等を内容とする省エネ法的確な執行を図るとともに、融資・補助等による支援を行うことにより、住宅・建築物の断熱・緑化等を推進。</p> <p>また、一定の中小規模の住宅・建築物についても省エネ措置の届出義務の対象に追加するとともに、大規模な住宅・建築物に係る担保措置を強化することなどを盛り込んだ省エネ法の改正案を平成20年通常国会に提出。</p> <p>さらに、平成20年度税制改正案においては、既存住宅について省エネ改修を行った場合に所得税額の控除額に対する特例措置及び固定資産税の軽減措置を新たに講ずることとし、また業務用ビル等においても現行の税制上の優遇措置を拡充することを盛り込んだ。</p> <p>(経済産業省)</p> <p>トップランナー方式による機器の省エネ性能の向上、省エネ分野の技術革新、省エネ住宅の普及促進、未活用エネルギー等新エネルギーの利用促進などにより、人工排熱の低減を図った。</p> <p>(環境省)</p> <p>ヒートアイランド対策大綱に記載された関連施策の進捗状況の点検を実施し、各種対策の導入を促進した。</p>

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成19年度	20年度	21年度	
人工化された地表被覆の改善 (国土交通省、環境省)	建物やアスファルト舗装などによって地表が覆われることによる蒸発散作用の減少や地表の高温化を防ぐため、公園・緑地の整備、街路空間の緑化等による緑の確保、屋上・壁面緑化、水面の設置などの対策の導入を促進する。	逐次実施			(国土交通省) ヒートアイランド対策大綱に基づき、各種施策の推進を図っている。 (環境省) ヒートアイランド対策大綱に記載された関連施策の進捗状況の点検を実施し、各種対策の導入を促進している。 ヒートアイランド現象の顕著な街区において、ヒートアイランド現象を緩和するため、CO2削減効果を兼ね備えた施設緑化や保水性建材、高反射性塗装、地中熱ヒートポンプ等の複数のヒートアイランド対策を集中的に実施する事業に対して補助を行った。
ヒートアイランド対策に係る大綱の進捗状況の検証等 (環境省、国土交通省、関係府省)	ヒートアイランド対策関係府省連絡会議は、平成15年度策定のヒートアイランド対策に係る大綱に盛り込まれた対策の進捗状況について検証する。さらに、ヒートアイランド現象のメカニズムの解明、技術開発や対策手法の高度化の状況等を踏まえて、必要に応じ、大綱の見直しを柔軟に実施する。	逐次実施			(環境省、国土交通省、関係府省) 平成19年7月に開催したヒートアイランド対策関係府省連絡会議において、ヒートアイランド対策大綱に盛り込まれた対策の進捗状況についての点検結果をとりまとめた。【「ヒートアイランド対策大綱 第3回 対策の進捗状況の点検」(平成19年7月ヒートアイランド対策関係府省連絡会議)】
地方公共団体におけるヒートアイランド対策の推進 (環境省、国土交通省、関係府省)	国、関係地方公共団体などによる協議会を設置するなど、関係者間の十分な連携を図るとともに、大綱に基づき、ヒートアイランド現象が顕著な地方公共団体においてもヒートアイランド対策に係る計画の策定を促進する。	逐次実施			(環境省、国土交通省、関係府省) 地方公共団体と連携を密にし、ヒートアイランド対策に関する情報の共有を図るとともに、ヒートアイランド対策の推進について支援している。 (環境省) 東京都等において都市内の緑による熱環境改善効果の調査検討等を実施するなど、ヒートアイランド対策の推進について支援した。 ヒートアイランド対策を進める上で、地方公共団体・民間事業者に対して指針となりうるガイドラインの策定に着手した。

## エ その他

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成19年度	20年度	21年度	
ディーゼル排出微粒子の環境基準の設定 (環境省)	粒径2.5μm以下の微小粒子状物質(いわゆるPM2.5)の健康影響については、平成11年度から「微小粒子状物質等の曝露影響調査研究」を実施し、健康影響に係る知見の収集・充実を図るとともに、平成13年度から平成18年度を目途に全国的な長期疫学調査を実施している。環境基準の設定については、当該結果及び諸外国の知見や規制に関する動向等をも踏まえつつ、その必要性も含めて検討を行う。	引き続き検討			(環境省) 平成19年5月から、微小粒子状物質(PM2.5)に係る健康影響に関する評価を行うことを目的に微小粒子状物質健康影響評価検討会を開催している。この検討会において、国内外の様々な科学的知見等を踏まえながら、健康影響に関する評価について検討し、平成19年度中に取りまとめを目指し取り組んでいる。 平成20年4月3日、微小粒子状物質健康影響評価検討会報告書を取りまとめた。 <a href="http://www.env.go.jp/air/report/h20-01/index.html">http://www.env.go.jp/air/report/h20-01/index.html</a>